

○産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会タスクフォース規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第1条 この規約は、産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会規約第3条第3項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会の下に置くタスクフォース(以下「TF」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 TFは、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて行動計画改定等について運営委員会に提案等を行う。

- (1) 取組ごとの進捗に関する事
- (2) 課題の共有に関する事
- (3) その他TFに必要な事項に関する事

(組織)

第3条 TFは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関における担当責任者
- (2) 共同実施機関における担当責任者
- (3) 参加を希望する推進協議会メンバー機関の担当者
- (4) その他TF座長が必要と認める者

(座長)

第4条 TFに座長を置き、前条第1号に掲げる担当責任者をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代行する。

(TFの成立)

第5条 TFは、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 TFの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 TFに関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、TFに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。